



軽自動車を保有している皆さんへ

「軽自動車税（種別割）納税通知書」を郵送します

令和2年度「軽自動車税（種別割）納税通知書」を5月の連休明けに発送します。内容を確認の上、6月1日（月）までに指定の納付場所で納付してください。なお、口座振替の方は6月1日（月）に指定口座からの引き落としとなりますので、残高を確認するようお願いいたします。

また、対象の車両があるにもかかわらず、納税通知書が届いていない方や紛失した方、令和2年4月1日以前に名義変更・廃車済みの車両の納税通知書が届いた方は、税務課へお問い合わせください。

【問い合わせ】税務課住民税担当（☎282-1711 内線1117）

軽自動車税の納付は…

金融機関等に加え、コンビニエンスストア、郵便局・ゆうちょ銀行（関東各都県および、山梨県に限る）でも納付することができます。注意事項や納付場所等は納付書の裏面をご確認ください。

■障がいのある方は減免となる場合があります

身体または精神に障がいがあり、歩行が困難な方が利用する軽自動車等の軽自動車税（種別割）は、税務課窓口（役場行政棟1階）で期限内に申請することで減免となる場合があります。詳細は、軽自動車税（種別割）納税通知書同封のチラシをご覧ください。

受付期間▼納税通知書が届いてから6月1日（月）まで（土・日曜日、祝日を除く）

対象となる軽自動車▼障がい者または障がい者と生計を一にする方が所有し、障がい者または障がい者と生計を一にする方もしくは介護をする方が運転する軽自動車等 ※障がい者1人に付き、普通自動車・軽自動車・バイク等を含め1台に限ります。

減免申請に必要な物▼▽軽自動車税（種別割）納税通知書 ▽障害者手帳 ▽納税義務者の印鑑・マイナンバー確認書類 ▽運転する方の運転免許証 ※平成28年度から減免申請の手続きにマイナンバーの記載が必要となりました。

その他▼▽減免申請の結果は、審査後に通知します。▽申請は毎年必要です。



■問い合わせ
水戸北年金事務所（☎231局2283）、住民課
保険年金担当（☎282局1711 内線1133）

■過去の分の免除申請は
申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

■学生の皆さんへ
国民年金は20歳からの保険料納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付を猶予する学生納付特例制度が利用できます。申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証（写し）、または在学証明書（原本）をお持ちください。なお、令和元年度においてこの制度により国民年金保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き同じ学校へ在学予定の方には、はがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。はがきでの申請の場合、在学証明書または学生証の写しは添付不要です。

■退職（失業）された方へ
厚生年金・共済年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、国民年金の第1号被保険者となり、保険料を納めることになります。保険料を納めることが経済的に困難な方には、特例免除申請によって保険料の納付が免除されることがありますが、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められない場合があります。申請を希望する方は、ハローワークで発行された雇用保険受給資格者証または、雇用保険被保険者離職票をお持ちの上、住民課（役場行政棟1階）で手続きしてください。

国民年金
だより
特例制度の利用と
免除申請について



◎令和2年度の国民年金保険料の額は、1万6,540円/月です

役場および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。